

「かごぷれホットライン」オンライン相談支援事業 募集要領

1 目的

孤立感や不安感を抱えた若年妊婦等が身近に相談できるオンライン相談窓口である「かごぷれホットライン」を継続的に設置し、妊娠等に関する正しい情報の提供や予期しない妊娠等への相談支援を行うとともに、特定妊婦と疑われる者への産科等医療機関受診の支援や一時的な居場所の確保支援を行う。

2 委託業務の概要

(1) 名称

「かごぷれホットライン」オンライン相談支援事業業務委託

(2) 業務内容

「かごぷれホットライン」オンライン相談支援事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託契約

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）

3 委託費用の限度額

金 3, 541千円（消費税及び地方消費税含む）

4 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たしている者とします。

(1) 次の事項のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- ② 鹿児島県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者
- ④ 鹿児島県から指名停止措置を受けている者
- ⑤ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者

5 応募方法

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を予定する場合は、令和6年3月15日（金）午後5時までに参加申込書（様式1）を電子メール又はFAXにより担当窓口へ提出してください。

その際は、電話により到達確認を行ってください。

また、参加申込書の提出後、事情により参加を辞退する場合は、令和6年3月18日（月）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出してください。

(2) 委託業務に関する質疑応答

本プロポーザルに関する参加申込書提出者からの質問は、電子メールにより担当窓口へ質問書（様式2）を提出することで受け付けることとし、提出期限は、令和6年3月15日（金）午後5時とします。

なお、電話やFAX、口頭による質問は受け付けません。

受け付けた質問に対しては、令和6年3月18日（月）午後5時を目処に、参加申込書提出者全てに電子メールで回答します。

(3) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加者は、次のとおり担当窓口へ企画提案書等を提出してください。

① 提出期限

令和6年3月22日（金）午後5時（必着）

② 提出書類及び提出部数

別表のとおり

③ 提出方法

持参又は郵送

④ 留意事項

- ・ 郵送の場合は、封筒に「かごふれホットライン」オンライン相談支援事業委託企画提案書在中」と朱書きすること。
- ・ 提出書類は、全てA4版（A3三つ折り可）とすること。
- ・ 企画提案書等は、提出後に書き換え等の内容の変更は認めない。
- ・ 提出書類は返却しない。
- ・ 期日までに書類の提出がない場合は、プロポーザルの参加を辞退したものとみなす。

6 採用者の選定

(1) 審査方法

企画提案書等の内容を書面により審査し、事業の実施に適切な参加者を委託候補先として採用します。なお、必要に応じて、ヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
実施方針	<ul style="list-style-type: none">・ 業務目的の理解度が高く、業務の基本的な考え方が示されているか。・ 成果目標として、具体的かつ的確なアウトカム指標が示されているか。	10点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 相談支援や同行支援の実施に必要な人員確保や一	40点

	時的な居場所確保に係る体制の整備について具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な相談員の支援や関係機関との連携等が確保されているか。	
業務実績	・ 本業務と同種又は類似の実績を有しているか。	20点
創意工夫	・ 事業の趣旨に鑑みた円滑な事業運営に資する取組の提示など、提案内容に工夫が講じられているか。	10点
経費見積内容	・ 効率的な運用体制を取るなど経費節減が図られているか。 ・ 企画内容に対して、適正な見積となっているか。	20点

(3) 結果の通知

審査結果については、採用の有無にかかわらず、後日書面で通知します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問合せには応じないものとします。

7 契約手続き

(1) 採用された参加者と県は、内容を別途協議の上、契約手続きを行います。

なお、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更及び修正する場合があります。

※ 本事業の実施は、鹿児島県議会令和6年第1回定例会での令和6年度鹿児島県一般会計予算の成立が条件となります。

(2) 契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とします。なお、本契約はプロポーザル方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積とします。

(3) 契約保証金は、鹿児島県契約規則第33条第9号の規定により免除します。

8 その他

(1) 提案する案は、1参加者につき1案とします。

(2) 企画提案書等の作成及び提出に要する全ての費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についての新たな提案を妨げるものではありません。

(4) 見積金額には、一切の費用を含むものとします。

(5) 次に掲げる場合については、提案を無効とします。

① 県が指定した期日及び場所に書類を提出しなかった場合

② 本プロポーザルに関する条件又は指示した事項等に違反した場合

9 今後のスケジュール（目処）

- | | |
|---------------|-------------------------|
| （1）参加申込期間 | 令和6年3月8日（金）から15日（金）午後5時 |
| （2）質問書提出期限 | 令和6年3月15日（金）午後5時 |
| （3）質問回答期限 | 令和6年3月18日（月）午後5時 |
| （4）企画提案書等提出期限 | 令和6年3月22日（金）午後5時 |
| （5）審査結果通知 | 令和6年3月25日（月） |
| （6）契約締結及び事業開始 | 令和6年4月1日（月） |

10 本プロポーザルに係る担当窓口（提出先・問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部子ども家庭課母子保健係 担当：西田

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL：099-286-2775（直通） FAX：099-286-5560

MAIL：boshi@pref.kagoshima.lg.jp

(別表)

提出書類	記載内容	提出部数
応募書(様式3)	代表者名を記載, 代表者印を押印し提出	5部
企画提案書(任意様式)	<p>【企画提案書に盛り込むべき内容】 仕様書の内容を踏まえ, 以下の内容について整理し, 作成すること。</p> <p>ア 実施方針(必須) (例) 事業実施に係る基本的な考え方や業務への取組方針など</p> <p>イ 具体的な運用体系(必須) (例) 相談を受け付けるための設備・システムや相談受付体制, 委託者との情報共有・連絡体制など</p> <p>ウ 実効性のある業務実施体制(必須) (例) 相談対応の体制, 一時的な居場所の確保, 産科医療機関への同行支援体制など</p> <p>エ その他, 円滑な業務運営に資する独自の提案内容</p>	5部
事業費積算書(様式4)	事業実施に係る経費について記載	5部
団体等概要(様式5)	<p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)) ・定款・規約 ・会社概要等が分かるパンフレット等 	1部
業務実績(任意様式)	過去3年間において, 国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績の概要を3件まで記載	5部
応募資格誓約書(様式6)	代表者名を記載, 代表者印を押印し提出	5部
鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る誓約書及び役員名簿(様式7)	鹿児島県の入札参加資格者等名簿等に記載されている場合等は, 役員名簿の提出不要	1部
その他	必要に応じ, 追加提出を求める場合	5部

※提出部数5部の内訳: 正本1部, 副本4部

「かごぷれホットライン」オンライン相談支援事業 業務委託仕様書

1 事業の目的

孤立感や不安感を抱えた若年妊婦等が身近に相談できるオンライン相談窓口である「かごぷれホットライン」を継続的に設置し、妊娠等に関する正しい情報の提供や予期しない妊娠等への相談支援を行う。

また、特定妊婦と疑われる者への産科医療機関受診の支援や一時的な居場所の確保支援を行う。

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

(1) 相談業務

ア 対象者

若年妊婦等

イ 実施担当者

若年妊産婦等に対し、SNSを利用した助言・支援を行うことが可能な助産師等

ウ 相談内容

予期せぬ妊娠のほか、妊娠、出産、月経、DV等

エ 実施内容

① 相談支援

- ・ 公式LINEアカウント「かごぷれホットライン」のチャットボット等の適切な運用及び更新
- ・ オンライン型、窓口型、アウトリーチ型の相談支援の実施
- ・ 相談対応者の質の向上に係る取組
- ・ 相談実績を踏まえた、SNSを活用した相談支援の仕組みや相談対応等を取りまとめたマニュアルの更新

② 相談窓口の周知

- ・ SNSを活用した周知
- ・ リーフレットの作成・配布

③ コーディネート業務

- ・ 本事業等にて把握した若年妊婦等を継続的に支援するための市町村など関係機関との連絡調整等
- ・ 円滑なコーディネート業務実施に関する取組

④ 産科婦人科受診等支援

- ・ 児童福祉法第6条の3第5項に規定する特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）と疑われる者のうち、面談・訪問相談等を実施する中で、必要に応じて産科婦人科受診等への同行支援，受診料支援（初回分に限る）を行う。
- ・ 受診料支援の補助対象となるのは，明らかに妊娠していると判断できる場合を除き，市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行った上で，医療機関において実施した妊娠の判定に要する費用とする。

⑤ 緊急一時的な居場所の確保

- ・ アウトリーチによる相談支援等や継続的な相談支援等の過程において，居場所が不安定な若年妊婦等に対して緊急一時的に滞在できる居場所を確保。

4 事業実施報告

本事業の実施状況等について，以下のとおり子ども家庭課へ報告すること。

(1) 中間報告

毎月末，子ども家庭課から示される報告様式により，相談件数等を報告すること。

(2) 事業報告書

令和7年3月31日までに，実績等が記載された事業報告書を提出すること。

5 その他

(1) 個人情報の取扱い

別記「個人情報取扱特記事項（特定個人情報用）」を遵守すること。

(2) 権利の帰属

インターネット上の媒体を含め，本事業に係るすべての制作物の権利は，子ども家庭課に帰属するものとする。

(3) 仕様書に定めのない事項等への対応

本仕様書に定めのない事項や本仕様書に関する疑義については，委託者と受託者で協議を行い定めることとする。

様式 1

公募型プロポーザル参加申込書

令和 6 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

「かごふれホットライン」オンライン相談支援事業に係る公募型プロポーザルに参加したいので、募集要領に基づき参加を申し込みます。

（連絡先）

担当者職氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式2

(送付先) 鹿児島県くらし保健福祉部子ども家庭課 行き
MAIL: boshi@pref.kagoshima.lg.jp

質 問 書

令和6年 月 日

「かごぷれホットライン」オンライン相談支援事業業務委託公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

(事業者名) 商号又は名称	
(担当者) 部署・職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	
質問内容	件名【 】

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

所在地

名 称

代表者職氏名

印

「かごぶれホットライン」オンライン相談支援事業
業務委託企画提案応募書

「かごぶれホットライン」オンライン相談支援事業業務委託公募型プロポーザルに、
下記の書類を添えて応募します。

記

- 1 企画提案書
- 2 事業費積算書（様式 4）
- 3 団体等概要（様式 5）
- 4 業務実績
- 5 応募資格誓約書（様式 6）
- 6 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る誓約書及び役員名簿（様式 7）
- 7 その他（ ）

（担当者連絡先）

所在地	〒
所属名	
職名	
氏名	
電話	
FAX	
電子メール	

様式5

団 体 等 概 要

商号又は名称 (代表者職氏名)	()
所在地	
設立年月	
資本金	
社員数	
主要業務	

※ ①登記簿謄本（履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの））、②定款・規約、
③会社概要等が分かるパンフレットを添付すること。

応 募 資 格 誓 約 書

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

氏 名

印

「かごぷれホットライン」オンライン相談支援事業業務委託公募型プロポーザルの参加申込に当たり、募集要領の記載内容を承諾し、下記の応募資格を全て満たしていることを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- 2 鹿児島県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生または再生手続を行っていないこと。また、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 4 鹿児島県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- 5 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 6 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

（ふりがな）

氏 名

〔 法人又は団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称および代表者の氏名 〕

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
 - ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

